

令和3年2月3日

ナイタークラスの皆さまへ

アオノテニススクール

緊急事態宣言期間延長につきナイタークラス休講継続のお知らせ

拝啓 余寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は当スクールをご利用いただきまして誠に有難うございます。
昨日、政府から2月8日より3月7日まで緊急事態宣言延長が発令されました。
当スクールでは現在、ナイタークラスを2月6日まで休講させていただいておりますが、引き続き2月27日（土）まで休講を延長させていただきます。緊急事態宣言延長は3月7日までとなっておりますが、現時点では2月27日（土）までとさせていただきます。
尚、緊急事態宣言延長が期間短縮されない場合、残念ながら政府の発表通り3月7日までの休講とさせていただきます。
ナイタークラスの皆さまには、レッスンが開講出来ず、大変申し訳ございませんが何卒ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
皆さまには、くれぐれもコロナに注意していただきながらご自愛ください。

敬具

記

1. ナイタークラスの休講延長

2月2日の緊急事態宣言期間延長の発令により、2月8日（月）から2月27日（土）までの期間、19時からのナイタークラスを全て休講させていただきます。
緊急事態宣言延長が3月7日まで実施される場合、休講も同様に延長いたします。
この期間のレッスン料はフロントにて後日、返金させていただきます。

2. 振替受講の猶予措置

148期の振替→3月31日まで期間延長
149期の振替→4月30日まで期間延長
150期の振替→5月31日まで期間延長

***尚、150期で退会される方にも上記期間延長は適用させていただきます。**

以上